

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

(平成28年 9 月29日公布：農林水産省・環境省令第 2 号)

平成 28 年 9 月
環境省自然環境局

1. 改正の趣旨

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「法」という。）は、生態系等に係る被害を及ぼし又は及ぼすおそれがあるとして政令で定める外来生物（以下「特定外来生物となる外来生物」という。）の個体等を、特定外来生物とし、特定外来生物の飼養等、輸入その他の取扱いについて規制するとともに、生態系等に係る被害を及ぼす疑いのある外来生物を未判定外来生物として主務省令で指定し、その輸入の制限を行っている。

また、法は特定外来生物又は未判定外来生物に該当しないことの確認が容易にできる生物以外の生物について、輸入時に種類名証明書の添付を義務付けており、種類名証明書の添付を要する生物を省令で指定している。

今般、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（以下、改正令という）により、特定外来生物となる外来生物に、ハナガメ等 24 種類を追加することとしている。これに伴い、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成 17 年農林水産省・環境省令第 2 号）について、所要の改正を行う。

2. 改正の内容

- (1) 未判定外来生物となる外来生物から、特定外来生物に追加指定する種を削除するとともに、種類名証明書の添付が必要な生物を追加指定する等の所要の改正を行う（資料 2 添付別表）。
- (2) 学名の表記をカタカナからアルファベットに変更するなど、種の名称の掲記方法等を変更する（規則別表第 1 から別表第 4 まで関係）。

3. 予定

平成 28 年 8 月 9 日

～ 9 月 7 日 パブリックコメント実施

9 月 29 日 公布

10 月 1 日（改正令の施行の日） 施行